

森林内での活動における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

緊急事態宣言解除に伴い、森林内での活動が再開されてきていますが、下記のガイドラインを参考に感染予防対策を行っていただき、同時に熱中症対策もお願いします。
(国土緑化推進機構基本ガイドラインより)

- ① 氏名、職業（同居している家族等含む）及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成。またこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知。
(併せてこれら個人情報の取扱いに十分注意する旨についても周知)
- ② 体温の測定と記録
- ③ マスク、消毒液等の感染防止資材の携行。
- ④ 以下のいずれかに該当する場合には森林内での活動を欠席の上保健所に問い合わせ。
 - ・発熱などの症状がある場合
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合。
- ⑤ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には森林内での活動を欠席の上保健所に問い合わせ。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ⑥ 林内では手洗いの機会が減少するので、参加者等の手洗い用の水を準備するか、おしぼり、ウェットティッシュ等の配布、又は参加者等が各自で準備をするよう徹底。
- ⑦ 激しい呼吸による唾液の飛沫を防止するため、林内での散策、森林整備（下刈り、植え付けなど）など参加者等が活動を行う場合は、激しい運動は行わない。共同で作業等を実施する場合は、マスク等で鼻と口を覆う。ただし、マスク等を着用することで運動強度があがることがあるので、責任者等は、参加者等の体調の変化に十分に気をつけ、休憩を増やすなどして、熱中症予防にも配慮。
※参考「令和2年度の熱中症予防行動」（環境省、厚生労働省、令和2年5月）
なお、熱中症予防対策に加え、森林内での体感活動等で、マスク等を外して活動する必要がある場合は、飛沫感染を回避するため2メートル以上（作業内容、風向きによってはそれ以上）の距離を確保。
- ⑧ 休憩、昼食等をとる場合には、時間をずらす、屋内であっては椅子を間引くなどして、できる限り2メートル（互いの手を伸ばしたら届く距離）を目安とした適切な距離を確保、また、対面での飲食や会話は避ける。
- ⑨ 活動の性格上、特に休憩中や食事中、または活動前後の交通機関や移動車内、周辺施設での滞在時などに参加者間等の会話が多くなる傾向があると想定されることから、会話を極力少なくすることやマスクの着用、適切な距離の確保、飲食前の手洗い・消毒など、周りに配慮した行動を要請。また、当該活動日前後において、感染リスクのある行動を控えてもらうよう要請。